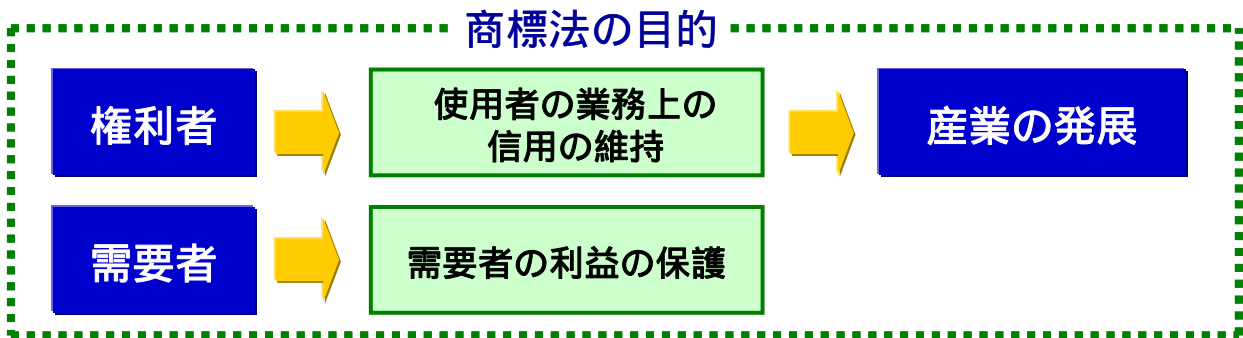


## 第4節 商標制度の概要

### [ 1 ] 商標制度の目的と保護対象



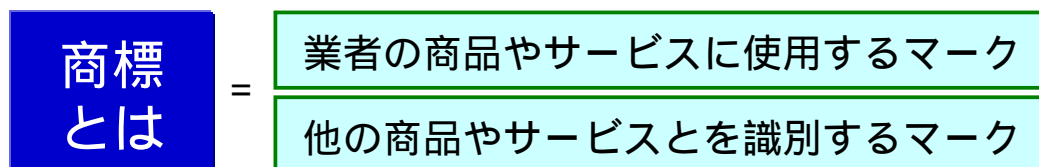
#### ( 1 ) 目的

商標法の目的は、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」(商標法第1条)と定義しています。

商標とは、事業者が自己の取り扱う商品・役務(サービス)を他人の商品・役務と区別するために、その商品・役務について使用するマーク(標識)をいいます。

事業者が円滑な経済活動を行っていくためには、取引者・需要者がある商品や役務に接したとき、その商品や役務は誰が製造又は提供したものなのか、その商品や役務の質としてはどのくらいのものが期待されるのか、といった事柄が分かる制度が必要です。

そこで、商標制度は、商品や役務に付される識別標識である商標を保護することを定めて、その商標が付された商品や役務の出所を表示する機能、品質を保証する機能及び広告機能により、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与し、一方で需要者の利益を保護しようというものです。



#### (参考) 商品、役務とは?

商標法上の「商品」とは、一般的には「商取引の目的となる物、特に動産」とされています。また、商標法上の「役務」(サービス)とは、一般的には「他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の目的となるもの」とされています。

## ( 2 ) 商標の三大機能

商標は、実際の取引において商品又は役務（サービス）を識別するための標識として使用することによって、以下のような役割を果たします。これを「商標の三大機能」といいます。

### 商品又は役務の出所を表示する機能（出所の表示）

同一の商標を付した商品又は役務は、いつも一定の生産者、販売者又は提供者によるものであることを示す機能です。

需要者・消費者は、商品又は役務に付された商標を認識して、自分の求める商品・役務を手に入れようとします。すなわち、商標はその商品やサービスを提供する者にとって、自己の商品や役務を他人のものと区別する機能を有しているのです。

### 商品の品質又は役務の質を保証する機能（品質の保証）

同一の商標を付した商品又は役務は、いつも一定の品質又は質を備えているという信頼を保証する機能です。一定の品質や質を保った商品や役務を提供することにより、需要者・消費者から信用や信頼が得られ、その商品や役務につけられている商標を見ただけでどのような品質の商品か、又はどのような質の役務かが分かるようになります。つまり商標によって保証された品質を確認してその商品を購入したり、役務の提供を受けることが可能となり、長年の間に培われた商標の信用・信頼が商品・役務の品質を保証することになっているのです。

### 商品又は役務の広告的機能

広告に使用することにより、その事業者の商品又は役務であることを需要者・消費者に伝え、商品又は役務の購買・利用を喚起させる機能です。

テレビや新聞等で自己の商標を付した商品・役務を広告することは、今までその商品・役務を利用していた需要者・消費者に対しては、さらにその信用・信頼を深く印象付けることとなります。また、今までに利用したことのない需要者・消費者に対しても、そのイメージを深く印象付けることによって購買意欲を持たせることとなります。

## ( 3 ) 保護対象

商標法では、「商標」を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの、業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの」(商標法第2条第1項)と定義しており、このようなものを保護の対象としています。

また、商品として使用するものを「トレードマーク」、役務として使用するものを「サービスマーク」と一般には呼ばれています。

なお、商標は必ず視覚に訴えるものでなければならず、音声、味、においなどは、機能的に商標と同様に作用しても商標法上の商標ではありません。また、動く標章も商標法上の商標ではありません。

#### (4) 商標の種類

商標を大別すると、文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標があります。

文字商標とは：文字のみからなる商標のことをいいます。文字はカタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、外国語、数字等によって表されます。その文字商標が、特定の意味を有するか否かは問いません。ただし、我が国の消費者が一般に文字と理解できないものは、図形商標とされる場合があります。

図形商標とは：写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標をいいます。また、図形同士を結合した商標もあります。文字商標も図案化されたものは、図形商標とされる場合があります。

記号商標とは：暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた（モノグラム化した）記号、記号的な紋章のことをいいます。

立体商標とは：立体的形状からなる商標をいいます。例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したものなどです。

結合商標とは：文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標をいいます。

文字商標

図形商標

記号商標



立体商標

結合商標



## [ 2 ] 商標登録を受けるためには

商標が登録を受けることができるか否かは、  
自己と他人の商品・役務（サービス）と識別可能か  
公共の機関等のマークと紛らわしい等公益性に反しないか  
他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしくないか  
などといった観点から審査されます。

### ( 1 ) 登録を受けることのできない商標

登録を受けることのできない商標の主なものは、具体的に以下の ~ に掲げる拒絶理由に該当する場合があります。

自他商品・役務を識別（区別）できる商標でないとき（商標法第3条）  
商標は、自己と他人の商品又は役務とを識別（区別）することができないと商標として機能しないので、以下に該当する商標は登録を受けることができません。

#### ) 商品又は役務の普通名称のみを表示する商標（商標法第3条第1項第1号）

普通名称とは、その商品又は役務の一般的名称であると認識されるに至っているものをいい、略称や俗称も普通名称として扱います。

(例)「アルミニウム」又は「アルミ」の文字よりなる商標を指定商品「アルミニウム」に使用した場合

#### ) 商品・役務について慣用されている商標（商標法第3条第1項第2号）

慣用されている商標とは、同種類の商品又は役務について、同業者間で普通に使用されるようになったため、もはや自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標のことをいいます。

(例)「正宗」の文字よりなる商標を指定商品「清酒」に使用した場合

#### ) 単に商品の産地、販売地、品質等又は役務の提供の場所、質等のみを表示する商標（商標法第3条第1項第3号）

商品の産地、販売地や役務の提供の場所等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標のことをいいます。例えば、産地を表示するという場合に、東京で作られたものを「東京」と表示することをいいます。

(例) 商品の産地、販売地 ... 「東京」の文字よりなる商標を指定商品「菓子」に使用した場合

商品の品質 ... 「特別仕立」の文字よりなる商標を指定商品「シャツ」に使用した場合

役務の提供場所...「東京銀座」の文字よりなる商標を指定役務「飲食物の提供」に  
使用した場合

役務の質 ...「外科」の文字よりなる商標を指定役務「医業」に使用した場合

) ありふれた氏又は名称のみを表示する商標 (商標法第3条第1項第4号)

「ありふれた氏又は名称」とは、例えば、電話帳において同種のものが多数存在するものをいいます。また、「ありふれた氏」に「株式会社」「商店」などを結合したものは「ありふれた名称」に含まれます。

(例) 山田、スズキ、WATANABE、田中屋、佐藤商店

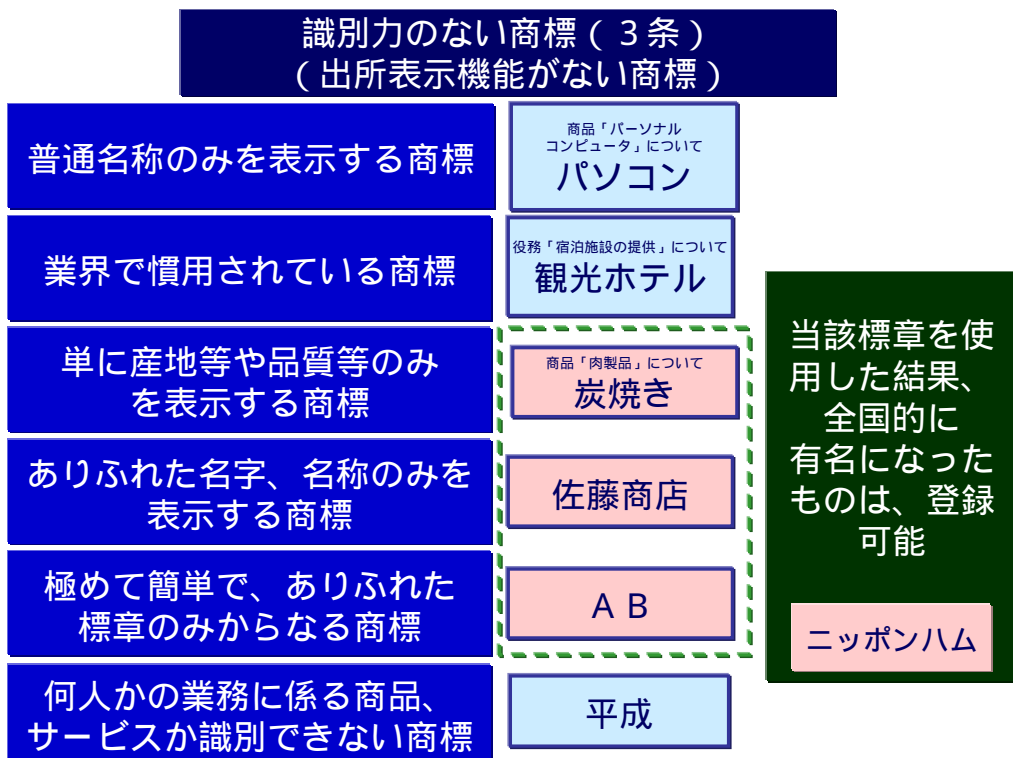
) 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 (商標法第3条第1項第5号)

(例) 仮名文字の1字、数字、ありふれた輪郭(、 、 等)、ローマ字(A~Z)の1字又は2字

) その他何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 (商標法第3条第1項第6号)

(例) 地模様 (例えば、模様のなものの連続反復) のみからなるもの、標語 (キャッチフレーズ)、現元号

ただし、上記 ) ~ ) までに該当する商標であっても、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務を認識することができるものについては、登録を受けることができます (商標法第3条第2項)。



公共の機関等の標章と紛らわしい等公益性に反する商標であるとき  
公益的に使用されている標識と紛らわしい商標や需要者の利益を害するおそれのある  
商標は登録を受けることができません。

) 国旗、菊花紋章、勲章又は外国の国旗と同一又は類似の商標 (商標法第4条第1項第1号)



) 外国、国際機関の紋章、標章等であって経済産業大臣が指定するもの及び白地赤十字の標章又は赤十字の名称と同一又は類似の商標 (商標法第4条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号)



) 国、地方公共団体等を表示する標章と同一又は類似の商標 (商標法第4条第1項第6号)

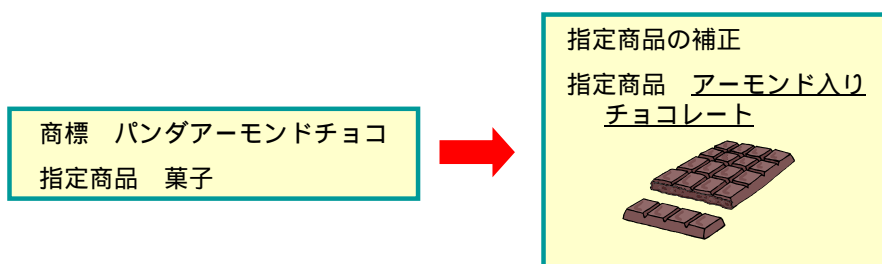
(例) 都道府県、市町村、都営地下鉄の標章



) 公の秩序、善良な風俗を害するおそれがある商標 (商標法第4条第1項第7号)  
公序良俗を害するおそれがあるもののほか、故人の著名な略称と類似する商標は、国際信義に反するとして本号に該当します。(例: ダリ)

) 商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標 (商標法第4条第1項第16号)

(例) 指定商品「ビール」について「 ウイスキー」の商標



) その他、博覧会の賞 (商標法第4条第1項第9号)、商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標 (同第18号) も登録を受けることができません。

## 他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいとき

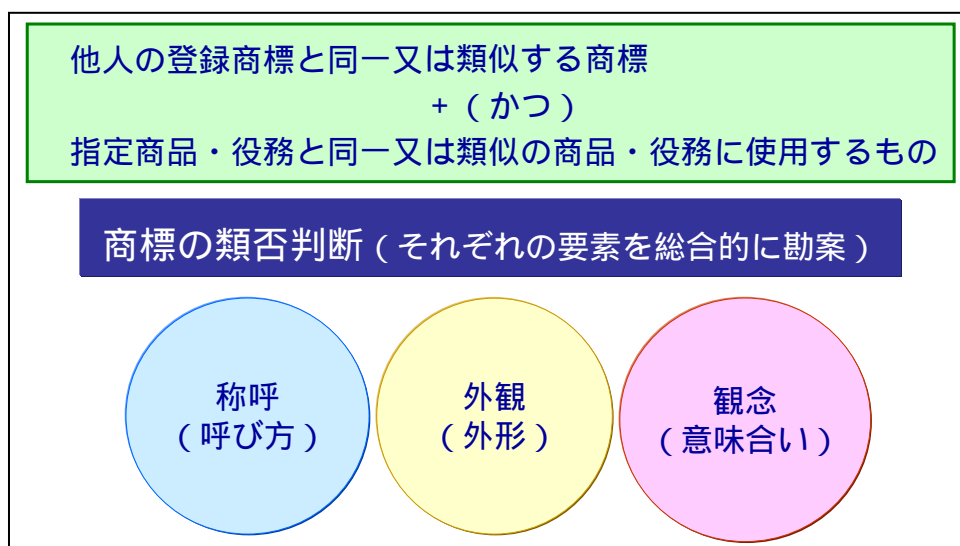
他人の使用する商標、他人の氏名・名称等と紛らわしい商標は登録を受けることはできません。

) 他人の氏名、名称又は著名な芸名、略称等を含む商標（商標法第4条第1項第8号）  
（例）国家元首の写真やイラスト、著名な芸能人、スポーツ選手等（本人の承諾を得ている場合を除く。）

) 他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、同一又は類似の商品・役務に使用するもの（商標法第4条第1項第10号）

（注）特許電子図書館の「日本国周知・著名商標検索」で、他人の周知商標を検索できます。

) 他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、指定商品・役務と同一又は類似のもの（商標法第4条第1項第11号）



) 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標（商標法第4条第1項第15号）



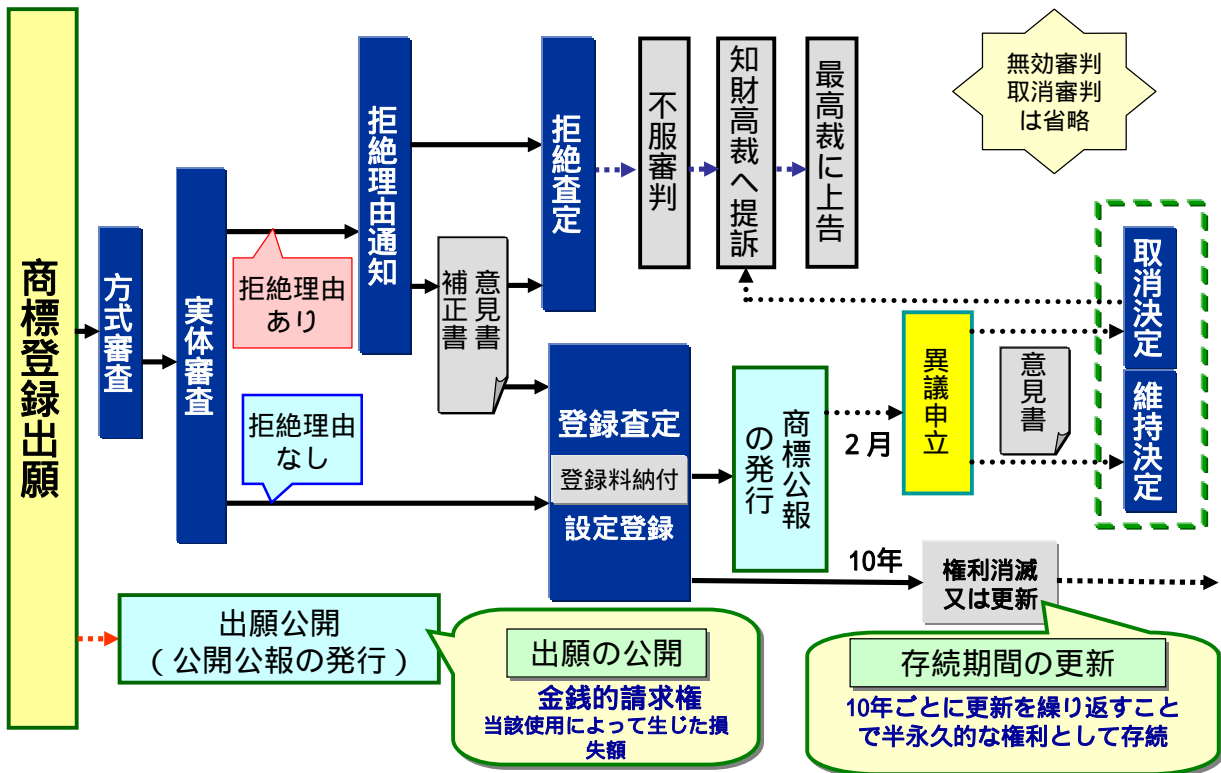
) 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標（商標法第4条第1項第19号）

) その他、他人の登録防護標章（商標法第4条第1項第12号）、商標権消滅後1年を経過していない他人の商標（同第13号）、種苗法で登録された品種の名称（同第14号）、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示（同第17号）も、登録を受けることができません。

## [ 3 ] 出願から商標権取得までの流れ

商標制度では、審査請求制度はありませんので、出願されたものすべてが審査され、拒絶の理由がないものは登録査定されます。その後、登録料（10年分又は5年分）を納付することにより商標登録されます。登録されると商標公報が発行されます。商標権の存続期間は、登録の日から10年をもって満了しますが、更新登録の申請によって更新できます。

### 商標登録出願の流れ



#### ( 1 ) 出願書類の作成

商標登録を受けようとするには、出願人、商標登録を受けようとする商標、商品・役務の区分、指定商品・指定役務を記載した願書及び必要な書面を添付して特許庁に提出します（Ⅱ様式編 4. 商標（1）商標登録願 参照）。

一つの商標登録出願では、複数区分に属する商品・役務を指定することができますが、一つの商標登録出願では一つの商標しか出願できません（商標法第6条第1項）。

なお、立体的形状からなる商標（立体商標）を商標登録出願するときは、一方向又は異なる二方向以上から表示される図面又は写真の提出が必要となります。

## 商標登録を受けようとする商標

商標登録を受けようとする商標は、商標法上の「商標」の登録要件を満たしていることが必要です。

願書上の【商標登録を受けようとする商標】の欄には、商標登録を受けようとする文字、図形、記号又はこれらを組み合わせたものからなる商標を、定められた領域の範囲内に入力します。登録を受けたい商標の態様により、商標見本による出願、標準文字による出願、立体商標による出願があります。による出願が原則ですが、文字からなる商標の場合はによる出願が多いです。は図形や記号からなる商標や変わった書体の文字からなる商標等の場合に利用します。は書体に特段の要求をしないときに利用します。標準文字として使える文字は特許庁により定められており、また標準文字により出願した場合は、特許庁長官があらかじめ指定した文字（明朝体）に置き換えた商標が「登録を受けようとする商標」になります（213頁参照）。したがって、それ以外はの出願によります。は特殊な出願です。

なお、標準文字による場合は、願書には次のように記載します。

### 【商標登録を受けようとする商標】

商標名を記載してください。

### 【標準文字】

## 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

商標登録出願に当たっては、その商標を使用すべき一又は二以上の商品（役務）を指定し、その商品（役務）が属する区分（類）を願書に記載しなければなりません（参考編 6．商品及び役務の区分 参照）。

商品又は役務の区分は、45の類に区分されています。そして、各類に属する具体的な指定商品又は指定役務の例が商標法施行規則別表に掲げられています。

出願において商品や役務の指定は、この区分に従って記載しなければなりません。また、指定された商品又は役務が権利範囲の一要素となるため、第三者にも十分理解できる表現で記載する必要があります。これらの指定商品や指定役務については、「特許電子図書館（IPDL）」内の「類似商品・役務審査基準」を参考にしてください。

指定商品・役務名が不明なときや、商品・役務の区分が分からないときは、IPDLの商標検索「商品・役務名リスト」で検索することができます。

なお、商品及び役務の区分は、商品・役務の類似の範囲を定めるものではありません。

2以上の商品（役務）を指定するときは、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（,）を付します。また、商品及び役務の区分が2以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載します。

### 【第1類】

【指定商品（指定役務）】 化学品，肥料

### 【第5類】

【指定商品（指定役務）】 薬剤

## ( 2 ) 出願の種類

商標の出願の種類には、以下のものがあります。

### 商標登録出願（商標法第5条）

商標登録出願は、出願人の業務に係る商品又は役務（サービス）に使用をする商標を登録するための出願です。出願料金は6,000円+(区分数×15,000円)です。

### 団体商標登録出願（商標法第7条）

団体商標登録出願は、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用をさせる商標を登録するための出願です。

したがって、商品又は役務に団体商標を使用したときは、その団体における構成員の業務に係るものであることを表すこととなります。出願料金は6,000円+(区分数×15,000円)です。

### 地域団体商標登録出願（商標法第7条の2）

近年、地域の事業者が一体となって、当該地域の自然や歴史といった要素に起因した特色を有する商品を生産し、その地域の産品であることを表すために地名と商品名を組み合わせた名称を用いて他地域との差別化を図る地域ブランドの取組みが各地で活発になっています。

しかし、こうした地域の産品の評価が高まるにつれて、他地域で生産された商品にその名称を使用した模倣品が市場に出回り、地域ブランドの評価や信用が毀損されるとの問題点が顕在化していました。

このような地名と商品名からなる商標については、従来の商標法の下では、それが全国的に広く知られている場合や、他の図形と組み合わせる場合に限り登録が認められており、発展段階におけるブランドを保護するのに必ずしも適切な制度となっていないのではないかと指摘がありました。

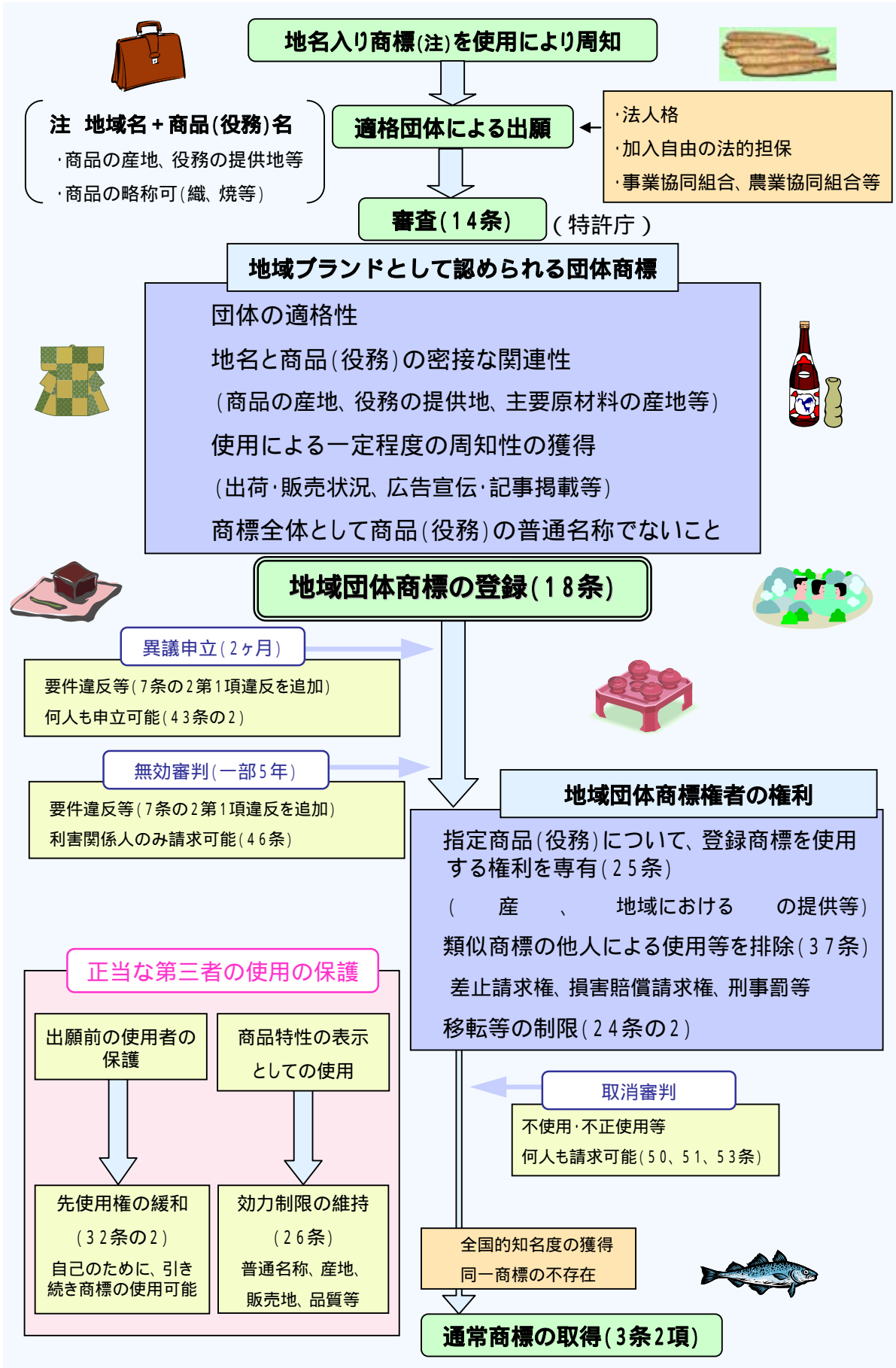
このため、このような地名と商品名を組み合わせた商標がより早い段階で登録を受けられるよう、平成18年4月1日から地域団体商標制度が導入されました。

具体的には、地域団体商標の登録に際して、主体が要件に適合しているか（事業協同組合、農業協同組合等）、周知性の要件を満たしているか（商標が使用された結果、出願人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして一定の範囲の需要者に認識されるに至ったか）、商標中に用いられる地域名と商品又は役務が密接な関連性を有しているか（商標中の地名が商品の産地、原材料の産地等であるか）といった点について審査を行い、地域の事業者が一体となって取り組む地域ブランドの保護を図ることとしています。

対象となる商標は、地域名と商品又は役務の普通名称からなる商標、地域名と商品又は役務の慣用名称からなる商標、又はに商品の産地・役務の提供の場所を表示する際に付される慣用文字が加えられた商標（例：本場 ）です。

出願料金は6,000円+(区分数×15,000円)です。(Ⅱ様式編 4.商標(2) 地域団体商標登録願 参照)

# 地域団体商標制度の概要



### 防護標章登録出願（商標法第64条）

防護標章登録出願は、登録商標を使用した結果、著名なものとなったことによって、その登録商標を他人が分野の異なる商品又は役務に使用した場合であっても、商品又は役務の出所の混同を生じさせることもあることから、出所の混同を生じさせるおそれのある分野の商品又は役務について、他人の当該登録商標の無断使用を排除するための出願です。したがって、防護標章登録は商品又は役務に使用することを前提とした権利ではありません。

出願料金は、12,000円+（区分数×30,000円）です。

### （3）出願公開、金銭的請求権（商標法第12条の2、第13条の2）

商標登録出願があったときは、出願が公開されます。出願人は、出願から設定登録までの間に第三者が権原なく出願に係る商標をその指定商品又は指定役務について使用したときには、あらかじめ書面による警告をした上で、設定登録後に金銭的請求権を行使することができます。

なお、特許法の補償金請求権とは異なり、当該使用によって生じた業務上の損失に相当する額に限られます。

### （4）実体審査

**方式審査をクリアした出願は、審査官によって拒絶の理由がないか実質的な審査が行われます。**

出願が却下又は取下・放棄されたものを除いたすべての出願は、審査官による実質的な審査が行われます。

審査官は、拒絶の理由（商標法第15条に列挙されています。）を発見したときは拒絶の理由を通知し、これに対して出願人は意見書の提出や出願書類の補正等の機会が与えられ、これらの手続を経た上で最終的には登録査定又は拒絶査定を行います。

#### 拒絶理由通知への対応

拒絶理由の通知に対して意見があれば、出願人は審査官から指定された期間（通常は国内居住者40日、在外者3月）に意見書を提出することができます。また、例えば願書に記載した指定商品等の記載が不適切のときなど、これを補正することによって拒絶の理由が解消される場合は、意見書と同時に手続補正書を提出することができます。

#### 拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して指定期間内に出願人から応答がない場合、又は提出された意見書や補正書によっても拒絶理由が解消されない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。出願人は、この拒絶査定に不服がある場合には、拒絶査定謄本の送達日から30日以内（在外者は90日以内）に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます。

## (5) 登録査定

### 登録査定

拒絶の理由を発見しないとき又は意見書・手続補正書等の提出により拒絶の理由が解消した場合には登録査定されます。

### 登録料の納付と商標権の設定

登録査定を受けた場合は、その謄本送達後30日以内に、「商標登録料納付書」の提出による手続を行います。登録料が納付されると商標原簿に設定登録され、商標権が発生します。登録料は、 $66,000円 \times 区分数$ となります。

### 登録料の分割納付（商標法第41条の2）

商標権設定のための登録料の納付は、納付期限内に一括して10年分を納付しますが、例えば、ライフサイクルが短い商品に係る商標のような場合には、前期支払い分と後期支払い分に分割して納付することができます。この分割納付の場合において、前期支払い分の登録料を納付はしたが、後期支払い分の登録料を納付しなかったときは、商標権の存続期間の満了前5年の日で権利は消滅します。分割納付の場合の登録料は、前期支払い分、後期支払い分とも $44,000円 \times 区分数$ となります。

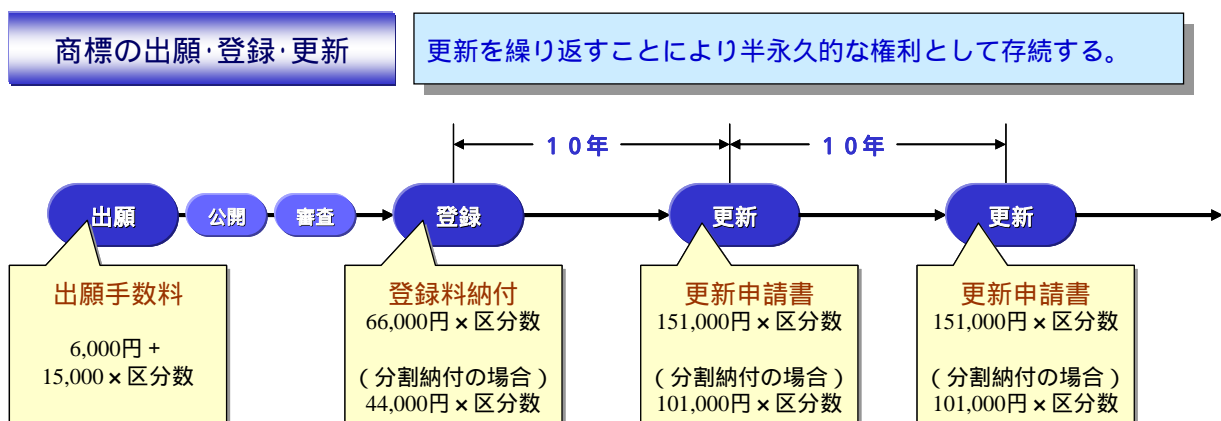
### 登録異議申立（商標法第43条の2）

商標権の設定登録後、商標公報の発行日から2月間は、誰でも登録異議の申立てができます。登録異議申立制度は、商標登録に対する信頼性を高めるという公益的な目的を達成するために、登録異議申立があった場合に、特許庁はその登録処分が妥当かどうか審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることを目的にしています。

## (6) 商標権の存続期間の更新（商標法第19条）

商標権の存続期間は、10年ですが、商標は長年にわたり使用されるものが多いので、商標権の存続期間は、更新登録の申請によって何度でも更新が可能です。更新料は、下図を参考にしてください。

なお、更新登録の申請についても分割納付をすることができます。

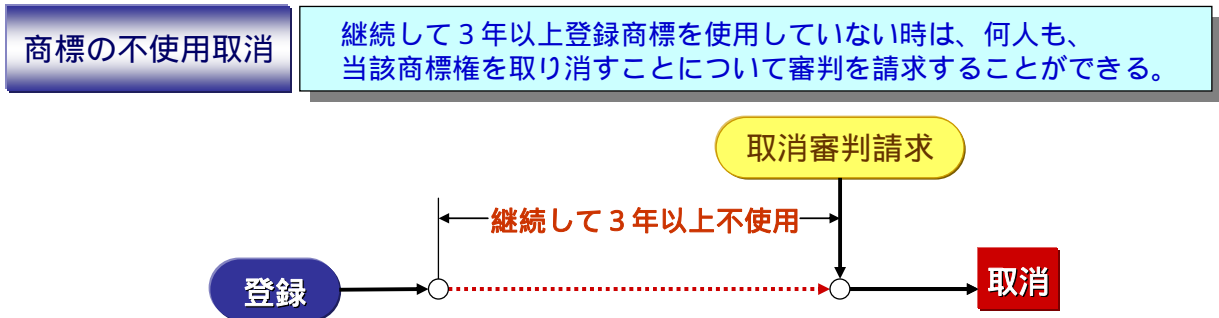


( 7 ) 無効審判 ( 商標法第 4 6 条、第 4 6 条の 2、第 4 7 条 )

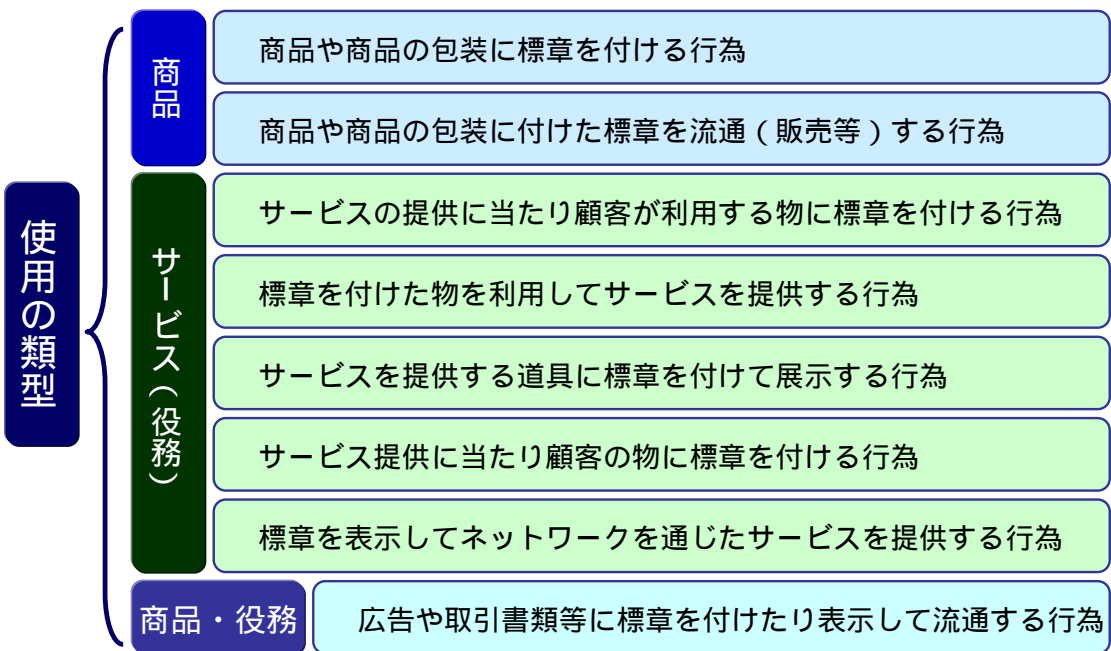
拒絶すべき商標が登録された場合、登録異議申立制度に加えて無効審判制度が設けられています。商標の無効審判については、特許等とは異なり、審判を請求するには利害関係が必要となります。また、登録から 5 年を経過した後では、識別力のない商標、先願に係る他人の登録商標などを理由にした無効審判の請求ができない除斥期間が設けられています。

( 8 ) 商標の不使用による取消審判 ( 商標法第 5 0 条 )

登録された商標は、その指定商品や役務について登録されたものと同じ形で使用しなければなりません。また、3 年以上使用しないしていると取消審判を請求される場合があります。取消審判を請求されると、権利者は使用していることを証明しなければならず ( 使用していないことに対する正当な理由がある場合を除く。 ) 証明することができない場合にはその商標権は取り消されます。( 不使用による取消審判において、登録商標の使用と認められる事例は、次ページを参照。 )



## 商標の使用 ( 2 条 3 項 )



不使用による取消審判において、登録商標の使用と認められる事例

(ア) 書体にのみ変更を加えた同一の文字からなる商標

**例 1** 活字体や筆記体による書体相互間、漢字の正字と略字の相互間の使用

明朝体 永い春 ↔ ゴシック体 永い春

かい書体 永い春 ↔ 草書体 永い春

Bluebird ↔ Bluebird

學藝 ↔ 学芸

**例 2** ローマ字の大文字と小文字の相互間の使用

HI-KE ↔ Hi-ke

(イ) 仮名文字の表示を変更するものであって、同一の称呼及び概念を生ずる商標

**例 1** ひらがなとカタカナの相互間の使用

ちゃんぴおん ↔ チャンピオン

**例 2** ひらがな及びカタカナとローマ字の相互間の使用

ラブ(らぶ) ↔ Love [愛]

(注) [ ]内は、各事例の観念を表したものです。

(ウ) 外観において同視される図形からなる商標

**例**

(エ) その他社会通念上同一と認められる商標

**例 1** 称呼及び観念を同一とする場合のひらがな及びカタカナと漢字の相互間の使用

ほくとせい(ホクトセイ) ↔ 北斗星

**例 2** 登録商標が二段併記等の構成からなる場合であって、上段及び下段等の各部分が観念と同一とするときに、その一方を使用

太 陽 ↔ 太 陽

SUN ↔ SUN


**例 3** 縦書きによる表示態様と、これに対応すると認められる左横書き又は右横書き(ローマ字にあっては右横書きを除く)による表示態様の相互間の利用

永い春 ↔ 永い春

## 不使用による取消審判において、登録商標の使用と認められない事例


### (ア) ひらがなとカタカナの相互間の使用


**例** 外来語で相互に変更することにより、特定の観念が失われ別異なる観念が生ずるとき

チョコ [ チョコレートの略称 ]  ちょこ [ 猪口 ]

### (イ) ひらがな及びカタカナとローマ字の相互間の使用


**例** 同一の称呼を生ずる場合であって、ひらがな及びカタカナとローマ字のいずれかに別異なる観念が含まれているときの相互利用の使用


ピース (ぴーす) [ 平和、小片 ]  Peace [ 平和 ]

 Piece [ 小片 ]


### (ウ) その他社会通念上同一と認められない商標

**例 1** 同一の称呼を生ずる場合であって、ひらがな及びカタカナと漢字のいずれかが別異なる観念が含まれるときの相互間の使用



ききょう (キキョウ)  桔梗

 帰郷




**例 2** 称呼が相違する場合の漢字とローマ字の相互間の使用

虹  rainbow

**例 3** 一定の観念を生ずる文字と、当該観念を表すものと認められる図形による表示形態の相互間の使用

蛙  

**例 3** 一定の観念を生ずる図形と、当該観念を表すものと認められる図形（外観において同視される図形を除く。）による表示形態の相互間の使用

(注) 本事例は、それぞれの図形に対して、共に一定の概念 (パンダ) を生ずるものと認められるとしても、諸図形の形態が顕著に異なるための社会通念上同一の商標と認められないものです。

## (9) 商標権の効力

商標権は、指定商品（役務）についての登録商標を独占的に使用する権利（使用权）であるとともに、他人が指定商品（役務）と類似する商品（役務）について使用を排除することができる権利（禁止権）です。

第三者が無断で登録商標と同一又は類似する商標を、指定商品・役務と同一又は類似する商品・役務に使用すると商標権の侵害となりますが、登録商標、指定商品・役務のうち一方が非類似の場合は、権利侵害に当たりません。

なお、商標権は、他の権利や利益の調整上、必要な制限が設けられています（商標法第26条）。

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
登録商標	同一	使用权	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

## (10) その他

### 早期審査制度

出願人は、商標登録出願に係る商標が、第三者に無断で使用されている場合等、その商標の権利化について緊急性を要する場合、早期審査の請求を無料ですることができます。早期審査の対象となる出願は、以下の2つの要件を備えているものです。

- ( ) 出願人自身又はライセンシーが、出願商標を指定商品若しくは役務に使用しているか、又は使用の準備を相当程度進めている出願であること
- ( ) 権利化について緊急性を要する出願であること
  - (a) 第三者が出願人の許諾なく、出願商標又はこれに類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品（役務）又はこれに類似する商品（役務）について使用していること、又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
  - (b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
  - (c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
  - (d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。

詳細は、「特許庁ホームページ 特許庁の取り組み(審査・審判の取り組み) 早期審査・早期審理について 商標早期審査・早期審理制度の概要」をご参照下さい。

## 分類改正

願書に記載する商品及び役務の区分は「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類に即して定められています。その国際分類が、世界知的所有権機関（WIPO）で開催されたニース国際分類専門家委員会において、国際分類第9版へ改訂されました。

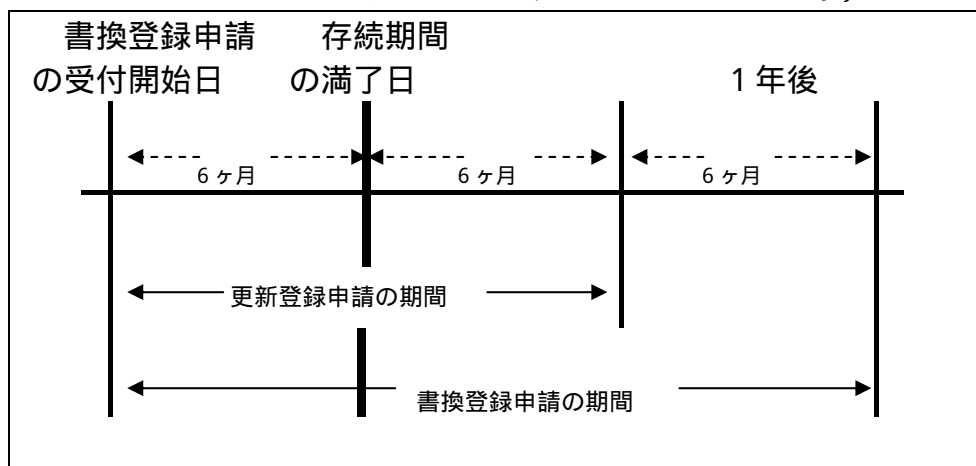
また、小売業者や卸売業者が使用する商標をサービスマーク（役務商標）として保護するため、「意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）」によって商標法が改正されました。

これら国際分類の改訂と商標法の改正に対応して、商標法施行令及び施行規則で定められている商品及び役務の区分が改正され、国際分類第9版への改訂に対応した改正部分は平成19年1月1日に、商標法の改正に対応した改正部分は平成19年4月1日に施行されました。

## 書換審査

国際分類に基づく現行の商品区分（現在は、国際分類第9版に基づく区分）と、旧商品区分（平成4年3月31日までにされた商標登録出願に適用される商品区分）とでは、その区分の構成や商品の表示が相違するため、調査が煩雑であることや権利範囲が不明確である等の問題が生じていました。そこで、書換登録申請により、旧商品区分の商標権の指定商品を、国際分類に基づく商品区分のものに書き換えることにより、問題の解消を図ることとしました。

書換登録申請ができる期間を図示すると次のようになります。（書換を行わない場合、次の商標権存続期間の更新登録は、できなくなります。）



## 重複登録に係るサービスマークの更新登録手続

平成4年4月1日からサービスマークの登録制度が導入されましたが、平成4年4月1日から平成4年9月30日までに申出されたものについて、導入時の特例として同一又は類似の商標が重複して登録されている場合があります。（これを「重複登録商標」といいます。）（約6,600件）

この重複登録商標に関しての最初の更新手続は、「商標権存続期間更新登録申請書」で

はなく、「重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願」による手続きをしなければなりません。

この重複登録商標出願をした後に、登録査定があったときは、その謄本送達後30日以内に、「商標更新登録料納付書」の提出による更新手続きとなります。

なお、重複登録商標であるか否かは、登録原簿の閲覧又は特許電子図書館の経過情報検索を利用することにより確認することができます。

(参考) 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願	21,000円
商標更新登録料納付書	151,000円

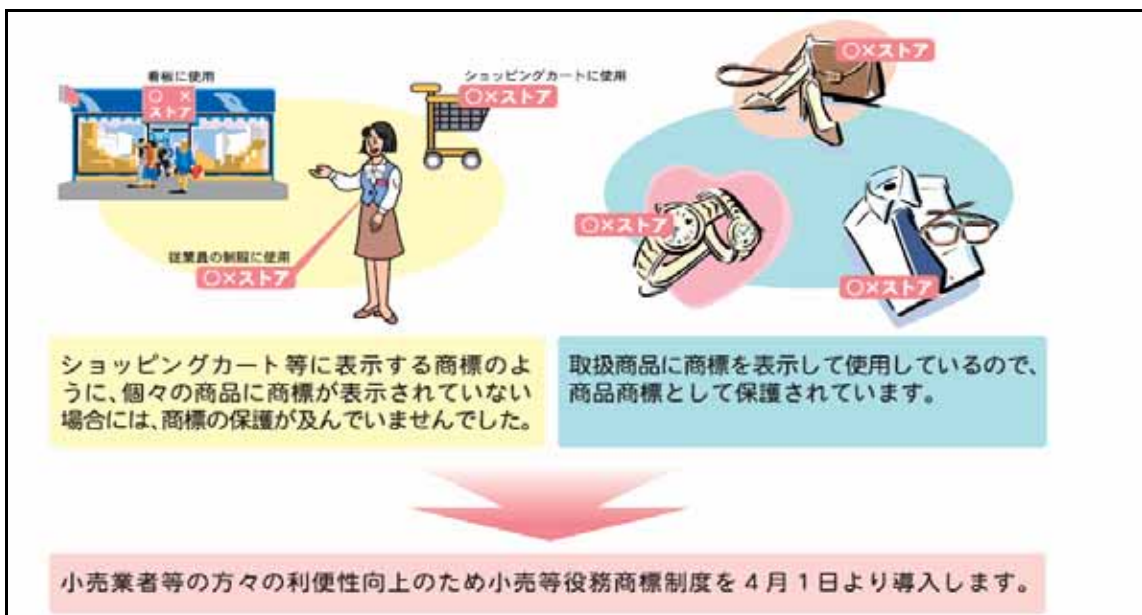
### 小売等役務商標制度の導入

( )小売等役務商標制度とは、小売業者又は卸売業者(以下、「小売業者等」と表します。)が店舗の看板、店員の制服、ショッピングカート等に使用する商標をサービスマーク(役務商標)として保護する制度であり、平成19年4月1日より出願の受付を始めました。

( )小売業者等が使用する商標は、従来、商品商標として取り扱う商品についての商標登録を行うことによって保護されてきました。このため、商品に付ける値札や折込みチラシ等に表示する商標は保護されてきましたが、ショッピングカート、店員の制服等に表示する商標は保護されていませんでした。さらに、取り扱う商品が多種類の商品分野に及ぶ場合は、商標権の取得をする際に、多くの分野で登録をしなければならず、登録のための手続き費用が高額になっていました。

しかし、今回の小売等役務商標制度の導入により、従来の商品商標でも保護されていた値札、折込みチラシ等に加え、ショッピングカート、買い物かごや店員の制服等に表示する商標も包括的に保護されることとなります。

また、小売等役務商標として登録する場合は、どのような商品を取り扱う小売業者等であっても、「小売サービス」という一つの分野で商標権の取得をすることができるため、より低廉に権利を取得することができます。



### (参考) 登録商標である旨の表示

登録商標を使用する商品・役務について、登録商標である旨の表示を付けることが認められています(商標法第73条)。具体的には、「登録商標」の文字と登録番号を表示することになります。登録商標である旨を表示することによって、商標権侵害の未然防止や、登録商標の普通名称化の回避に寄与するといわれています。

なお、使用する商品・役務について商標登録されていない場合、このような表示を付けると刑事罰が科せられます(商標法第80条)。

取引上では、®の表示を見受けますが、これは商標法上で決められた登録商標の表示ではありません。

## [ 4 ] 外国での商標権の取得

### (1) 商標の国際登録制度の概要

海外において商標権を取得するには、主に2つの出願方法があります。一つは権利を取得したい国の特許庁へ直接出願する方法と、もう一つは我が国がマドリッド協定議定書(以下「議定書」)に加盟したことにより平成12年3月から受付を開始した商標の国際登録制度です。

議定書制度では、日本国特許庁に登録又は出願されている商標と同じ商標について、議定書の締約国を指定し、日本国特許庁へ国際登録出願することにより、国際事務局(WIPO)において国際登録され、その後、各指定締約国への通知・審査等を経て商標の保護が確保される制度です。2007年4月現在、議定書の加盟国は、72ヶ国です。

### (2) 議定書制度のメリットと権利期間

議定書では、単一の言語(英語)による一つの出願手続で、複数国での商標権の取得が可能となり、書類の作成や手続も簡素化されることから、コストの低廉化が図れます。

締約国での審査についても期限が1年(若しくは18月)に定められていることから審査は迅速に行われます。また、出願時に指定しなかった国の追加(事後指定)も可能です。

国際登録の存続期間は、国際登録日から10年です。また10年ごとの更新となりますが、指定国ごとに更新手続を行うのではなく、国際事務局への一つの更新申請により、複数国の国際登録を一括して更新することができるため商標権の維持管理が容易になります。

### (3) 議定書出願の条件

議定書により国際出願をするためには、自国に基礎となる商標出願又は商標登録が必要です。国際出願する商標は、基礎となる商標と同一でなければなりません。

また、指定する商品・役務については基礎商標と同一又はその範囲の中に含まれていることが必要です。

当然ながら、出願人は、基礎商標の出願人又は名義人と同一(共同名義人の場合を含め)

でなければなりません。

#### (4) 議定書出願の手数料と支払時期

議定書出願の手数料は、国際事務局へ支払うものと日本国特許庁へ支払うものの2種類があり、また、それぞれの支払方法は国際事務局へはスイスフランによる銀行振込等、日本国特許庁へは特許印紙での納付と違いがあります。

国際事務局への支払いの時期は、国際登録の前に国際事務局へ支払うことが議定書で定められていますので、日本国特許庁に国際出願のための手続をする前に、国際事務局への手数料を支払うことになります。

